


**すその社協だより**

発行：(福) 堀野市社会福祉協議会  
 〒410-1117 堀野市石脇524-1 福祉保健会館2F  
 電話〈055〉992-5750 / FAX〈055〉993-5909  
 E-mail.info@syakyo-susono.or.jp・http://www.syakyo-susono.or.jp/

裏面 令和5年度 重点施策紹介 他

# ふれあい 富沢 サロン

令和5年4月 富沢区公民館にてスタート！ 身体の健康、心の健康にモットーは“楽しく”！！



● ● ● 令和5年度 堀野市社会福祉協議会 基本方針 ● ● ●



堀野市社会福祉協議会  
会長 杉山 千恵

日本では今年、いわゆる「団塊の世代」の大部分が「後期高齢者」に分類されることになり、2025年には、日本の人口の5分の1を後期高齢者が占めることになる超高齢社会が進行しています。

超高齢者社会の課題は社会保障費の増加をはじめ地域活動の担い手不足、社会参加の希薄による孤立化、買い物、通院等への移動手段や認知症・病気等による日常生活への不安の増加があり、また、いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラー問題、それが経済的困窮を伴っていることなど、様々な課題が複雑化、複合化しています。そのため、私たち堀野市社会福祉協議会は公的な福祉サービスに加え、堀野市第5次地域福祉活動計画の基本理念の拠り所とする、住民同士で見守り、支え合う「地域共生社会」の仕組みづくりを推進してまいります。

第5次  
堀野市地域福祉活動計画



令和4年3月

© (福) 堀野市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画

電子ブックで閲覧⇒

<https://www.print-for.com/susonosidai5jikatudoukeikaku>



ふれあいサロンは  
“地域のつながりをつくる場”

身近なところを拠点として、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止を目的に、高齢者とボランティアが一緒に企画しながら茶話会や健康体操など“楽しく・気軽に”仲間づくりを行う活動です。



社会福祉協議会は

「ふれあいサロン」を応援しています！

サロン発足から住民説明、運営、PR(回覧)、専門職・ボランティアの派遣、レク用品の貸し出し等のお手伝いをさせていただきます。地域のコミュニティの構築、介護予防などサロンには様々な効果が期待されており、現在市内に30を超えるサロンが定期的に各地域で開催されています。

## 令和5年度 重点施策紹介

### 1. 地域福祉活動の推進

生活支援コーディネーター(SC)および協議体を活用した地域課題への対応、お互いさまサービス、シングルペアレント応援事業、みんなの家事業、高齢者に対する見守りおよび高齢者サロン支援の充実を図ってまいります。



#### ▶ 生活支援コーディネーター(SC)および協議体

SC : 国が進める「地域包括ケアシステム」の構築を目的に、高齢者の日常生活に必要な支援と、地域の中で在宅生活をつづけるための生活支援・介護予防サービスとを組み合わせたり、必要なサービスをつくるために必要な地域資源を発掘したりする役割を担う。介護保険、生活支援体制整備事業。(裾野市から受託)

協議体 : 地域内で支え合いの活動が構築できるよう話し合う場。地域の実情に合った話し合いの場作りを進めている。(裾野市から受託)

#### 地域包括ケアシステム



#### ▶ お互いさまサービス

住民参加型在宅福祉サービス。生活上の困りごとを有償制のボランティアで解決するサービス。(R4実績 252件)



庭の作業を行う協力会員

#### ▶ シングルペアレント応援事業

令和4年度開始。金銭的に不安を抱えるシングル世帯に対し、2ヶ月に1回の生活用品を配布する他、リクエストに応じ食料品の提供等を行う。(R4登録世帯 13件)

#### ▶ みんなの家事業

生活に不安を抱え、小中学生と同居する世帯を対象に月2回の夕食を民生委員と職員が配食。(R4登録世帯 20件)

#### ▶ 高齢者に対する見守りおよび高齢者サロン支援

認知症等で徘徊の恐れのある方を対象に、二次元コードを活用した早期発見システムの導入(R5新規)と継続して市内30カ所を超える高齢者サロンの支援を行う。



AA0000

### 2. 多様な連携体制、地域ネットワークの形成

社会福祉法人等の法人間連携の強化、民生委員・児童委員活動への支援、障がい者自立支援協議会、地域ケア会議を通じたサービス事業者間での関係性の強化を図ってまいります。



#### ▶ 社会福祉法人等の法人間連携の強化

令和3年度から市内社会福祉法人、民間の福祉事業者間の連携を目的に「災害時福祉避難所」の設置、運営について行政と共に協議を行っている。



協議会の様子  
スポーツ教室の開催

#### ▶ 障がい者自立支援協議会

障がいのある方々を真ん中に、さまざまな関係機関(福祉、医療、保健、教育就労等々)が相互に連携を図りながら、地域で支えるシステムを作ることを目的に定期的に協議する場。(裾野市から受託)

#### ▶ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議。(地域包括支援センター主催)



自立支援協議会PV  
YouTubeで公開中

### 3. 法人の組織力強化

地域福祉の推進、災害対応、権利擁護事業を見据えた新たな総合職員の確保と、一人暮らしの高齢者の不安を解消するため、任意後見制度、死後事務委任契約の研究を進め、成年後見事業の中核機関を担う職員のスキルアップを図っていきます。また、介護保険事業の経営を圧迫する慢性的な人手不足、高騰する食費や燃料費、光熱費へ対応するため、経営基盤の強化を図ってまいります。



#### ▶ 成年後見制度(2種類)

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

- ①法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度がある。
- ②任意後見制度：本人の判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度。
- 手続き：親族または首長(市町村長)が家庭裁判所に申し立てをします。  
成年後見人は裁判所が選任します。

類型	本人の判断能力	援助する人
後見	全くない	・親族 ・専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
保佐	著しく不十分	・法人(社会福祉協議会・NPO法人等) ・市民後見人等
補助	不十分	▼ 本会も法人後見受任体制が整っています
援助方法	種類	①身上配慮義務 施設入所、入院契約・介護契約・費用の支払い等 ②財産管理等の法律行為 ・預貯金の管理、払戻等(金融機関との取引全般) ・不動産その他重要な財産の処分、登記等、不動産売買、遺産分割など

### 介護保険?

#### こんな時・・・

- 介護保険のことが知りたい
- 介護のサービスを受けるには?
- 最近足腰が衰えてきたので何とかしたい
- 一人暮らしをしている親のことが心配

#### 包括支援センターへご相談ください!

包括支援センターは、高齢者の福祉や医療、権利を守るために高齢者の生活をあらゆる面からサポートするための総合相談機関です。  
※裾野市からの業務委託により市内2ヶ所にあります。

担当地区：西・東地区

裾野市地域包括支援センター(富岳会)  
裾野市平松470-5 TEL995-1288

担当地区：深良・富岡・須山地区

裾野市北部地域包括支援センター(社協)  
裾野市石脇524-1 TEL930-5800



### 「せせらぎの湯」

裾野市老人福祉センター

開館:月～金・休館:土日祝/利用時間:10時～16時/利用料:300円  
所在地:裾野市石脇524-1福祉保健会館2F TEL992-5751

### 裾野市社会福祉協議会 マスコットキャラクター



R5.4イメージチェンジ! これからもよろしくね!

### ホームヘルパー募集

#### ●勤務日

月～日曜日のシフト制  
(7:00～21:00)

#### ●勤務時間

1日の勤務時間、週の勤務日数は調整可能  
働きたい時だけ働くことが可能!

#### ●給与等

時給制 ▷介護福祉士: 1,200円  
▷介護職員初任者研修修了: 1,170円

#### ●その他

移動手当1件につき 100円・一時金年2回支給・  
退職金なし・加入保険: 労災保険

#### ●採用時期: 随時(応相談)

申込み・問合せ 裾野市社会福祉協議会 TEL992-5750 (担当: 佐藤)

